

予 算 要 求 資 料

令和2年度3月補正予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 障害福祉サービスにおけるテレワーク等 支援事業費補助金（国補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2613）

E-mail： c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額：3,146千円（現計予算額：9,468千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	9,468	9,468	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	3,146	3,146	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた就労系障害福祉サービス事業所における障がい者（利用者）の在宅就労の推進及び発達障害児・者の支援事業所に対するソーシャルスキルトレーニングの学習体制を支援する。

（2）事業内容

①テレワーク事業

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク支援として、在宅就労を推進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入経費等の補助、及び「導入に向けた個別コンサルティング」や「在宅での作業受注に係る営業活動」に係る経費を補助する。

② ソーシャルスキルトレーニング事業

発達障害児・者の支援として、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニング学習の推進など、多様な支援が可能となるようなパッケージ支援を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方 県 3 / 4 (国 1 / 2)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,146	障害福祉サービスにおけるテレワーク導入等のため就労系障害福祉サービス事業所や発達障害児・者の支援事業等に対する補助
合計	3,146	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

国要綱に基づき実施する事業である。

< 支払根拠 >

障害者総合支援法

障害者総合支援事業費補助金交付要綱

事業評価調査書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

在宅就労を実施するに伴うテレワークのシステム導入経費等の負担軽減を行うことで、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークの推進を図る。発達障害児・者の支援事業所に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進することで、発達障害児・者の社会復帰がしやすい環境づくりの支援に繋げる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

テレワークは、コロナ感染拡大防止の観点から在宅就労を推進するために支援するもので、障がい者の在宅就労に係るテレワーク推進の指標設定はなじまない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(前年度の成果)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	政府が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策については、県も同様に取り組むことが求められており、実施の必要性が高い。VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングについても、社会生活の疑似体験を通して社会生活に向けた支援に繋がる。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	テレワークは、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態で在宅勤務の主流であり、その導入経費を補助することで在宅勤務を推進することができる。VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングについても、発達障害児・者への多様な学習支援策となる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	ソフトウェアのみでなく負担の多いハードウェアも対象としていることから、在宅就労の導入負担をより軽減している。 事業がVR機器等を活用したソーシャルトレーニングの学習の実施に必要なものに限定することにより、事業の効率化を図る。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 在宅就労の実施における導入経費を対象としているため、維持費用の負担に伴い、在宅就労が中期的に推進されない可能性がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 当該事業については、令和2年度に実施する事業であるため、次年度以降の継続は想定していない。
--